

奈良県感染症予防計画の改定について

01.改定の概要

【予防計画とは】

感染症法に基づき[法第10条第1項]、本県における感染症の予防の総合的な推進を図るため、国の基本指針[法第9条]に即して県の施策や方針等を定めた計画

【改定のポイント】

感染症法の改正(R4.12)に伴い**予防計画を改定** <R6.4予定>

- 今般の**新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ**、保健・医療提供体制に関する**記載事項を充実**するとともに、新たに**数値目標**を定める[法第10条第2項]
- **医療計画**(医療法第30条の4)、**新型インフルエンザ等対策行動計画**(新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条)との**整合性**を図る[法第10条第8項]

【計画項目の新旧(案)】

(新)：新設する項目 (改)：主に改定が必要となる項目

新	旧
第1 感染症の予防の推進の基本的な考え方	第1 感染症の予防の推進の基本的な考え方
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項 (改)	第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上、調査研究に関する事項
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (改)	
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (改)	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新)	—
第8 宿泊施設の確保に関する事項 (新)	—
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新)	—
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新)	—
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する事項	第7 感染症に関する啓発・知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する事項
第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (改)	第6 人材の養成に関する事項
第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新)	—
第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査 の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに 医療の提供のための施策に関する事項
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
第16 特定感染症予防指針	第9 特定感染症予防指針

奈良県感染症予防計画の改定について

02. 主な改定内容

以下の事項を追記し、**新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の確保**に向けて取り組む

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 地方衛生研究所（県保健研究センター）における**人員体制の整備**
- **試験検査機能**の向上（研修・訓練の実施、検査機器の整備等）
- 民間検査機関等との連携（協定締結等による検査体制の確保）

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- **協定締結**による医療提供体制の確保
 - ・ 入院、外来診療体制
 - ・ 自宅療養者等への医療提供体制
 - ・ 後方支援体制（通常医療との両立）
 - ・ 社会福祉施設等への医療提供体制
 - ・ 医療人材の応援体制
- **個人防護具等の備蓄・確保**
- **感染症対策連携協議会**等を通じた関係機関・団体との連携

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 移送に係る役割分担の整理、**民間事業者等を活用した体制整備**
- **協定締結**による地域の救急搬送体制を考慮した**消防機関との連携**

第8 宿泊施設の確保に関する事項

- **協定締結**等による宿泊施設の確保

第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 健康観察や生活支援等に係る**市町村との連携**、患者情報の共有
- 健康観察や生活支援等に係る**医療機関・関係団体への委託の検討**
- 宿泊施設の円滑な運営体制の構築
- 社会福祉施設等における**感染対策の助言体制**の確保

第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 感染症指定医療機関における**医療従事者**等の研修・訓練
- **IHEAT**要員による支援体制の確保

第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- **保健所の人員体制・設備等の整備**（外部委託・ICT活用・受入体制構築等）
- 保健所業務に関する**市町村及び関係機関・団体との連携**